

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主利益を重視し企業価値を高めるため、管理機能の強化と効率化を図り、事業環境の変化に迅速に対応できる経営システムの構築に努めております。また、コンプライアンス体制の強化と環境課題への取り組み等を通じ、社会から信頼される企業を目指しております。この考えの下、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は次のとおりです。

1. 株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
2. すべてのステークホルダーとの適切な協働
高周波グループ企業倫理綱領にしたがい、すべてのステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）との健全で適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保
法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 取締役会の責務
会社の事業に精通した者が中心となって機動的な意思決定を行い、社外取締役、監査役の監視・監督により透明・公正な意思決定を促し、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との対話
株主の皆様とは、当社の長期安定的な成長を目指し、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

1. 当社では株主の皆様が議決権行使を行いやすい環境を提供するため、2006年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使のシステムを導入しております。
2. 招集通知の英訳については、外国人株主保有比率の推移を踏まえて英訳作成を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

1. 当社は、独立社外取締役について、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、経営者としての幅広い経験や出身分野における豊富な見識を持ち、当社の事業内容を理解した上で、独立した立場で業務執行者を監視・監督し透明・公正な意思決定を促すという責務を果たしていただくことを重視しております。そのような資質を満たす独立社外取締役として丹羽範光氏を選任しております。
2. 現時点では、上記の資質を備えた独立社外取締役は1名のみに留まっておりますが、今後も候補者の確保に努めてまいります。
3. 現時点では、当社の規模・事業特性・会社をとりまく環境等を勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要であると考えておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 当社は、当社グループの経営戦略や取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、保有の合理性を考慮したうえで中長期的に当社グループの企業価値の向上に必要と判断する場合には、政策的に株式を保有していくことを基本方針としております。
2. 毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、投資目的での保有でないため短期的な株価水準のみをもとに経済合理性を判断せず、中長期的な視点でリターン（配当と資産価値）とリスク等を踏まえた合理性と、取引先との事業上の関係等の必要性について検証・確認することとしております。
3. 議決権の行使については、政策保有先の中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢などの観点から当該企業の経営状況を勘案し、保有方針に合致した経営が行われていると判断する場合には、原則会社提案に賛成することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

1. 当社が取締役と取引を行う場合には、法令及び取締役会規程に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。
2. 当社が主要株主等との取引を行う場合には、取締役会規程及び取締役会審議事項取扱要領に基づき、取引の重要性の高いものについては、取締役会の承認を要することとしております。
3. なお、取締役や主要株主等との取引条件等については、一般の取引と同様に決定することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「魅力ある製品の提供を通じ、環境と人間が融和した豊かな社会づくりに貢献」することを経営理念とし、幅広い事業活動を通して、つねに企業市民としての役割を果たし、社会に信頼される企業グループを目指しております。
詳しくは、当社ホームページをご参照ください。また、年度の経営計画（業績予想）につきましては、事業報告書（株主通信）をご参照ください。
<ホームページ> <http://www.koshuha.co.jp/corporate/index.html>
<事業報告書（株主通信）> <http://www.koshuha.co.jp/ir/>

- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書のI-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

- (iii) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬額については、平成26年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額245百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額については、平成26年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額44百万円として、それぞれ株主総会において決議しております。それぞれの具体的な方針と手続きは以下のとおりです。

1. 取締役の報酬
本人の職責及び会社業績等を勘案し、代表取締役社長が取締役会に提案し、独立社外取締役による意見を踏まえ、株主総会の決議によって定められた報酬総額の限度内において、取締役会の決議をもって決定しています。
2. 監査役の報酬
監査役の報酬は、経営に対する独立性の観点から、会社業績に左右されにくい報酬体系としています。各監査役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬総額の限度内において、監査役会の協議により決定しています。

- (iv) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 取締役候補者の選任方針及び手続き
取締役候補者については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、人格や職務執行に対する責任感、コーポレートガバナンスに対する理解力、経営能力等を有する人材を選任しています。選任にあたっては、代表取締役社長が作成した候補者原案を取締役会に対して提案し、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしております。
2. 監査役候補者の選任方針と手続き
監査役候補者については、当社事業に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する経験などの多様な視点のバランスを考慮し

て、公正・中立的な立場で監査業務を遂行できる人材を選任しています。選任にあたっては、代表取締役社長が候補者を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしています。

(v) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明
取締役・監査役の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご覧ください。
＜株主総会招集通知＞ <http://www.koshuha.co.jp/ir/>

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲の概要】
1. 取締役会では、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、取締役会規程及び取締役会審議事項取扱要領に定めた当社取締役会の判断により重要事項と位置付けるものについても決議を行うこととしています。
2. その他、月2回の経営会議では経営会議規程に定めた、取締役会で決議する経営の基本方針、基本計画、その他経営に関する重要事項を審議し、日常の業務執行に必要な決議を行うこととしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、経営者としての幅広い経験や出身分野における豊富な見識を持ち、当社の事業内容を理解した上で、独立した立場で業務執行者を監視・監督し透明・公正な意思決定を促すという責務を果たしていただくことを重視しております。

【補充原則4－11－1 取締役会の全体としての知識等のバランス等の考え方、取締役の選任に関する手続】
1. 当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役でバランスのとれた構成としています。
2. 当社の業容や事業規模の中で、的確かつ迅速な意思決定を行い、かつ意見の多様性を確保するため、取締役の人数は18名以下の人数としております。
3. 取締役の選任に当たっては、代表取締役社長が作成した候補者原案を取締役会に対して提案し、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしております。

【補充原則4－11－2 社外取締役・社外監査役の上場会社の兼任状況】
取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会招集通知」に記載しておりますので、ご参照ください。
＜株主総会招集通知＞ <http://www.koshuha.co.jp/ir/>

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性についての分析・評価】
当社取締役会は、今後、各々の取締役の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、持続的に取締役会の実効性を高めてまいります。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
1. 社外取締役・社外監査役に対しては、就任の際に当社の業界・事業内容・事業戦略・財務・組織・役員規程等に関する必要な知識の習得のため、オリエンテーションを行っております。
2. 新たに就任する取締役・監査役に対しては、求められる役割と責務(法的責任を含む)を果たすために必要な外部研修会等の機会の提供を行っております。
3. また、就任後は、必要に応じて研修の機会を継続的に提供することとしております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した「株主との建設的な対話を促進するための取組み方針」を、次のとおりとしております。
1. 株主・投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、IR統括担当として総務部・管理部担当取締役を指定し、これを各部門担当役員がサポートしております。
2. 社内およびグループ各社の関連部署は、建設的な対話の実現に向け、積極的に連携を取りながら開示資料の充実を進めてまいります。
3. 個別面談以外にも、投資家からの要望に応じた決算説明会を実施しております。また、株主向けに発信している株主通信、HP等の充実を進めてまいります。
4. 対話を通じて把握した株主の意見・要望等は、必要に応じて、経営陣および関係部門へフィードバックを行い情報の共有を行っております。
5. 対話の際は、社内規定である「インサイダー取引規制基準」「企業秘密管理規程」に従い情報を管理し、情報の流出を抑止するよう取り組みます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神戸製鋼所	75,753,000	51.57
浅井産業株式会社	2,712,200	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,371,000	0.93
豊田通商株式会社	1,100,000	0.74
日本証券金融株式会社	951,000	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	908,000	0.61
林 良策	880,000	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	864,000	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	850,000	0.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	842,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 株式会社神戸製鋼所
(上場:東京、名古屋) (コード) 5406

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引については、本報告書の「1「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則1－7 関連当事者間の取引】」をご参照ください。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所であり、当社の役員のうち取締役1名は同社の職員が兼務しておりますが、適正な業務執行のための助言を目的としており、当社独自の経営判断が行える状況にあることから、親会社からの独立性は確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒須 信之	他の会社の出身者		○									
丹羽 範光	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒須 信之		株式会社神戸製鋼所 鉄鋼事業部門営業総括部長	当社は、取締役については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、人格や職務執行に対する責任感、コーポレート・ガバナンスに対する理解力、経営能力等を有する人物が、取締役にふさわしいと考えております。 同氏は、鉄鋼会社における豊富な経験、見識を有し、当社経営に資するところが大きいと判断し選任しております。
丹羽 範光	○	——	当社は、取締役については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、人格や職務執行に対する責任感、コーポレート・ガバナンスに対する理解力、経営能力等を有する人物が、取締役にふさわしいと考えております。 同氏は、経営者としての幅広い経験と豊富な見識が、当社経営に資するところが大きいと判断し選任しております。 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査部門より適時に報告を受けて情報を共有し、有効かつ効率的な監査に努めております。
また、実地監査については、可能な範囲で会計監査人及び内部監査部門と同時に実施するなど、緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田淵 啓仁	他の会社の出身者													
小松 伯正	他の会社の出身者			△		△								

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田淵 啓仁	○	――	当社は、監査役については、当事業に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する経験などの多様な視点のバランスを考慮して、公正・中立的な立場で監査業務を遂行できる人物が、監査役にふさわしいと考えております。 同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
小松 伯正		――	当社は、監査役については、当事業に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する経験などの多様な視点のバランスを考慮して、公正・中立的な立場で監査業務を遂行できる人物が、監査役にふさわしいと考えております。 同氏は、鉄鋼会社の業務の経験に加え、財務・会計に関する知見や、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	2 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役1名と社外監査役1名を東京証券取引所に「独立役員」として届け出ております。

【インセンティブ関係】	
取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、経常利益を評価基準として、全社の業績を役員報酬に反映させております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
取締役、監査役とも社内および社外に区分して報酬額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬額は平成2年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額245百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない)と決議しております。
また、監査役の報酬額は平成6年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議しております。
方針と手続については、本報告書のI－1「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3－1－(iii) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

職務の遂行上必要な情報は総務部及び管理部より連絡・配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会が連帯して経営責任と業務執行責任を担うこととしております。取締役の定数は当社の定款において「18名以内」と定めておりますが、社外取締役2名を含む計10名で構成されております。取締役選任の決議要件については、当社定款に「議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う」旨定めております。
なお、株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる事項として以下の項目を定款に定めております。
(自己の株式の取得)
経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するため
(中間配当)
機動的な配当政策を可能とするため
(取締役および監査役の責任免除)
取締役および監査役がその能力を十分に発揮し、期待される役割を果たせるようにするため

取締役会は、毎月の定例会議の他、必要に応じて臨時に会議を開催し、経営に関する重要事項を審議・決定しております。その他、月2回の経営会議では、取締役会で決議する経営の基本方針、基本計画、その他経営に関する重要事項を審議しております。
経営監視の制度として当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は4名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会およびその他重要な会議に出席する他、取締役等から業務の報告を受け、業務執行を監視しております。
内部監査の体制については、社長直属の組織として「監査室」を設置しており、会計監査人および監査役との連携を取りながら内部監査を実施しております。
会計監査については有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計処理や決算内容について監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小野純司氏、北山久恵氏、石野研司氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名及びその他13名であります。

- ・社外取締役にに関する事項
社外取締役は親会社の出身者1名を選任しております。また、東京証券取引所の規則等に定める独立役員1名を選任しております。両氏からは当社の経営判断・意思決定の過程で幅広い経験と豊富な見識に基づいた助言をいただきます。
- ・監査役機能強化に係る取組み状況
「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「当該社外監査役を選任している理由」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としては、社外取締役2名と監査役4名が業務執行を離れた立場から取締役会に出席することで、当社のガバナンス体制の向上が図られていると考えています。また、当社の事業規模などを鑑みて、経営の監督と執行を分離する「委員会設置会社」ではなく、会社の事業に精通した者が中心となってより機動的な経営を遂行できる「監査役会設置会社」を選択しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月25日開催の第90回定時株主総会においては、株主総会の招集通知を法定期日2015年6月10日より5日前の2015年6月5日に発送するとともに、発送日に当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	実施している。
電磁的方法による議決権の行使	実施している。
その他	招集通知のホームページ掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、事業報告書(株主通信)を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部(IR担当)	
その他	アナリスト・機関投資家向けに個別にIR説明を実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『企業倫理綱領』にてステークホルダー(利害関係人)の立場を尊重し、顧客、取引先、社員、株主等を含む幅広い社会との健全で適切な関係維持に努めることを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」を制定し、環境の重要性を認識し、その保全、保護、改善に取り組んでおります。
その他	東京証券取引所および自社ホームページを通じて、企業情報を積極的に発信するよう努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において以下のとおり決議しております。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。
 - (2) 会社内にコンプライアンス委員会を設置し、法令定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための基本方針及び重要事項として『企業倫理綱領』を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - (3) 企業倫理綱領や法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などの情報が経営者に正しく伝わる制度(内部通報システム)により、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対応の体制を整備する。
- 2 財務報告の適正性確保のための体制整備
「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。
- 3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会及び経営会議等重要事項を審議する会議体における議事の経過の要領及びその結果については、法令及び社内規程の定めるところに従って議事録を作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 重要事項に係る決裁書等、職務の執行にかかわる重要な文書等については、適切に作成・保存・管理する。
- 4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を制定し、同規程に従って会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理し、必要に応じ適切な会議体において確認評価し、その対応方針を審議・決定する。
- 5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- 6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の経営については「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、重要な意思決定に際しては当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などが行なわれる体制を整備するとともに、一定金額を超える設備投資や財産処分行為他については、当社の取締役会または連結経営会議における承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。
 - (2) 当社コンプライアンス委員会がグループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する。同時にグループ各社は、それぞれ業務の適正の確保に必要なコンプライアンス体制を整備する。
 - (3) 子会社は、事業を取り巻くリスクについて、「リスク管理規程」に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行い適切な対応策を立案する。
 - (4) 子会社に対して、適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務遂行を補助するための使用人を監査室に置く。
- 8 前号の使用人の取締役からの独立性ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当該使用人の人事異動及び業績評価については、監査役と事前に協議する。
 - (2) 当該使用人は、「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役及び使用人はこれを妨げず、監査役の指示の実効性確保に協力する。
- 9 監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。
 - (2) 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人は、監査役会及び監査役から要請があった場合のほか、必要に応じて、職務の執行、コンプライアンス及びリスク管理等の状況について、監査役または監査役会に報告する。
- 10 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。
- 11 監査役 of 職務の執行等について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役及び監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。
- 12 その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
 - (2) 取締役会 is、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行 of 会議への監査役 of 出席を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に関して、下記のとおり基本方針を「日本高周波鋼業グループ企業倫理綱領・行動基準」に定めております。

「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。」

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係排除については、法令および企業倫理・行動基準に則り対応することが重要であるとの観点に立ち、上記「日本高周波鋼業グループ企業倫理綱領・行動基準」を役員・社員へ周知・徹底するための啓蒙活動や研修を行ない、反社会的勢力の排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組んでおります。

また、脅迫等により不法な金銭的利益を得ようとする民事介入暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則とした「企業対象暴力対応マニュアル」を制定して対応するとともに、警察や特殊暴力防止対策連合会、弁護士等と緊密に連携することにより、社員一人一人を孤立させず組織的に対応していきます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

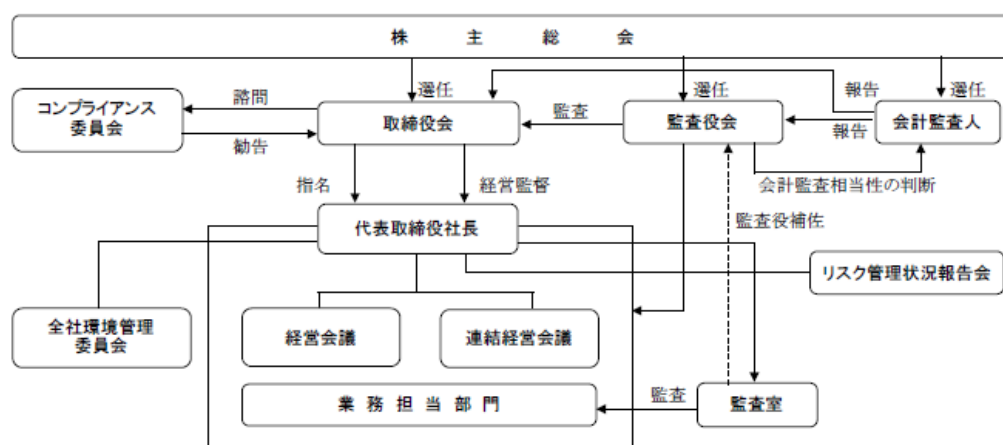
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社は、会社情報の適時開示に係る業務を「管理部の担当」としており、管理部の担当取締役を「情報取扱責任者」として、その管理のもとで会社情報の適時開示体制を整備しております。
2. 取締役会及び経営会議で承認された事項について、情報取扱責任者が適時開示規則の開示基準に則り、開示の要否を判断しております。
3. 情報取扱責任者の承認を得たのち、情報公開部門として管理部よりすみやかに開示しております。

適時開示に係る会社情報の社内管理体制の概要は、添付のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要】

